

報告第15号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

専決第7号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月9日専決

新城市長 穂積亮次

1	工 事 名	し尿等下水道投入施設建設工事（設備関係）
2	工 事 場 所	新城市庭野字向河原地内
3	変更前請負契約金額	306,464,040円
4	変更後請負契約金額	309,086,280円
5	今回変更による増額	2,622,240円
6	契 約 の 相 手 方	名古屋市千種区今池南29番16号 共和化工株式会社名古屋支店 支店長 永田光三